

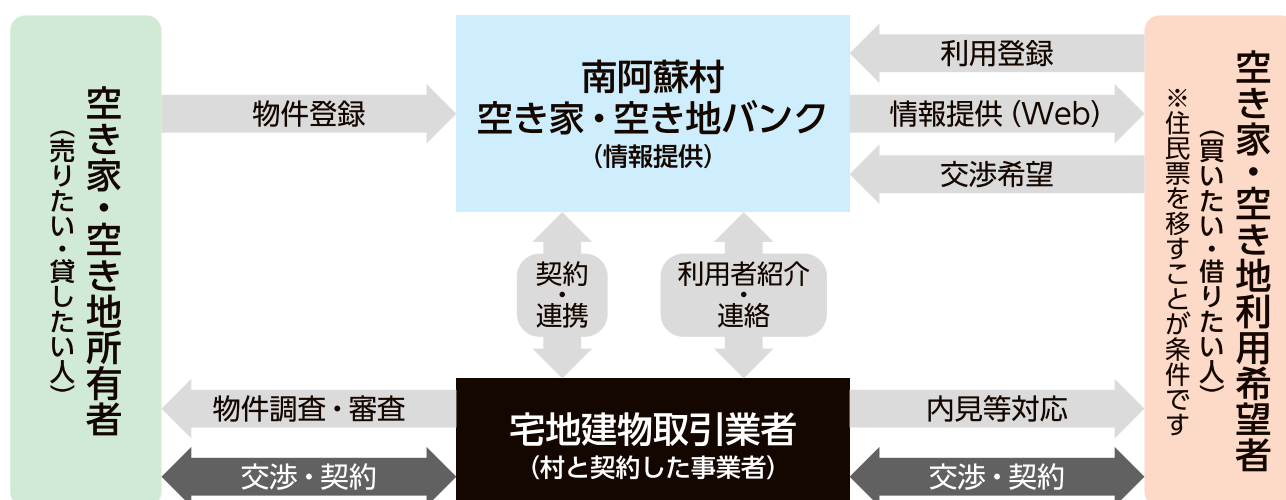
# 南阿蘇村空き家・空き地バンクの制度を改定しました

村では、人口増・地域活性化を目的に「南阿蘇村空き家・空き地バンク」制度（平成29年～）を通じて、未活用の空き家・空き地の情報を移住希望者に提供しています。物件所有者および利用希望者の皆さんに、より安心して制度を活用いただくため、令和4年6月に制度内容を一部改定しました。村内に所有する家・土地の将来を考えるひとつの手段として、当制度への登録を検討ください。

※登録には条件があります。詳細は、お気軽にお尋ねください。

※村が物件を管理する制度ではありません。

## ■南阿蘇村空き家・空き地バンク（改定）概要図



※村は交渉・契約には一切関わりません。

※改定点抜粋※

- ①登録物件には、村と契約した宅地建物取引業者が担当としてつきます。
- ②物件の内見、マッチングは担当事業者が対応します。
- ③Webサイトへ掲載される物件情報の閲覧には、登録完了通知に記載のIDとパスワードが必要です。
- ④登録期限は2年です（物件所有者・利用登録者）。

## ■空き家・空き地バンク運用に協力いただく事業者

村の空き家・空き地バンク制度の運用に協力いただける事業者を公募し、4業者に決定しました。登録申請のあった物件の調査、内見・マッチング希望への対応、最終的な契約成立時の対応をしていただきます。

※契約成立物件について、法律の定める範囲内で事業者への支払いが発生します。

※物件の管理は、ご自身で継続しておこなってください。

(写真右から敬称略)

- ・ 祐基不動産 有限会社
- ・ 株式会社 かさの不動産
- ・ サン開発不動産
- ・ 合同会社 阿蘇人 (アソウト)



南阿蘇村空き家・空き地バンク  
Webサイトはこちら

〈問い合わせ〉定住促進課 TEL0967 (67) 2705